

# 消費生活トラブル注意報 !!

## ★布団の点検でカビ? 目的は・・・

### クリーニングを装う高額な布団の訪問販売にご用心!

・・・福岡市消費生活センター

#### (相談事例)

5日前に「布団のクリーニングをしませんか?今使っている布団を無料で点検しますよ」と業者が訪問してきた。布団を見せると「カビが生えているので体によくない。販売もしている。」と40万円もする布団の購入を勧められた。

自分でもカビは気になっていたのですが、2時間ほど話を聞いて、高いとは思ったが、月々1万円のローンでいいと言われて契約してしまいました。しかし、冷静に考えると、やはり40万円は高すぎるので、クリーニング・オフしたい。(20歳女性)



#### (アドバイス)



一人暮らしの若者を狙った訪問販売に関する相談が複数寄せられています。「無料点検」と言われても、点検だけで済むことはまずありません。話を聞いてしまうと断りづらくなりますので、安易に話を聞かずに、必要のない勧誘はドア越しにきっぱりと断りましょう。

訪問販売で商品を購入する場合は、必ず契約書面を受け取ってください。契約書面を受け取ってから8日以内であればクリーニング・オフができます。また、クリーニング・オフ期間を過ぎてしまった場合でも解約できるケースがありますので、早めに消費生活センターにご相談ください。

#### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)

\* 「消費者ホットライン」(局番なし) 188 (嫌や!(イヤヤ!))

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)